



## 自己資本

健全性にかけては自信があります。

### ④自己資本の推移

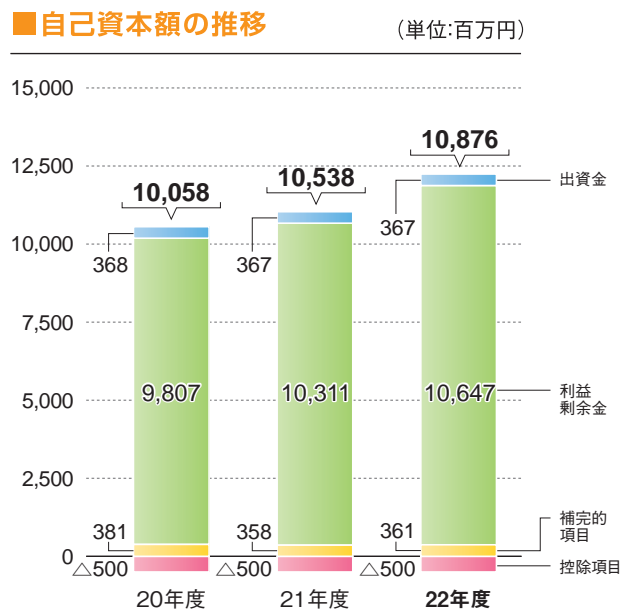
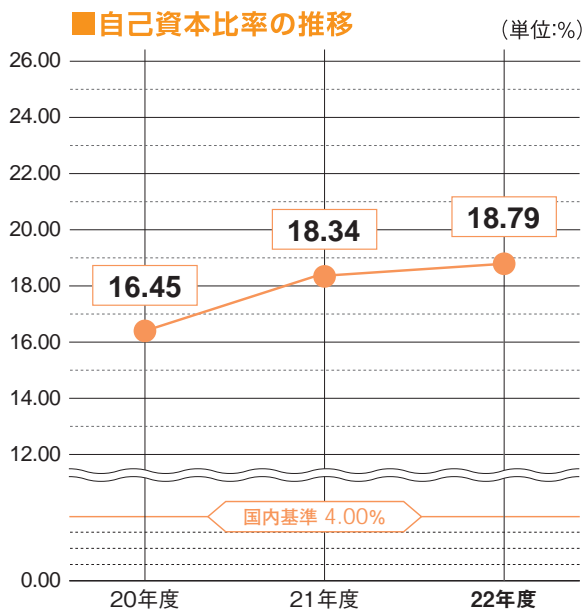
当金庫は自己資本総額として113億円を有し、  
自己資本比率は18.79%と国内基準の4%を大きく上回っております。

当金庫の自己資本(基本的項目)は、96%余り(106億4千7百万円)が利益剰余金(毎期の利益を積立ててきた内部留保)です。

また、自己資本に占める繰延税金資産は1億7千8百万円であり、比率(繰延税金資産の自己資本に占める割合)にして、わずか1.64%です。

# 18.79% 108億7千6百万円

自己資本



### 自己資本の重要性

金融機関は、預金や自己資本を資金調達之源と、貸出金や有価証券などの資産を保有・運用しております。自己資本は、運用している資産が不良化や回収不能となり損失が発生した場合、これらに対する蓄えとしての役割を果たしてくれるもので、自己資本比率が高いことは蓄えを多く持っていることであり、健全性をあらわす重要な指標といえます。

## ⑨自己資本比率

(単位:百万円・%)

項 目	平成21年度	平成22年度
基 本 的 項 目 (A)	10,679	11,014
(出 資 金)	( 367 )	( 367 )
(利 益 準 備 金)	( 369 )	( 369 )
(特 別 積 立 金)	( 9,900 )	( 10,200 )
(次 期 繰 越 金)	( 42 )	( 78 )
(その他有価証券の評価差損)	( — )	( — )
補 完 的 項 目 (B)	358	361
(一 般 貸 倒 引 当 金)	( 753 )	( 821 )
(補完的項目不算入額)	( △ 394 )	( △ 459 )
自 己 資 本 総 額 [ A + B ] (C)	11,038	11,376
控 除 項 目 (D)	500	500
(他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額)	( 1,936 )	( 1,936 )
(控除項目不算入額)	(△ 1,436)	(△ 1,436)
自 己 資 本 額 [ C - D ] (E)	10,538	10,876
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 (F)	57,433	57,869
(資産(オン・バランス)項目)	( 52,741 )	( 53,260 )
(オフ・バランス取引等項目)	( 133 )	( 156 )
(オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額)	( 4,558 )	( 4,452 )
単 体 自 己 資 本 比 率 (E) / (F) × 100	18.34	18.79

(注)記載金額は、単位未満を切捨てて表示しております。

## ■自己資本比率の算出方法

自己資本比率は、自己資本額を分子とし、リスク・アセットを分母として算出します。分母となるリスク・アセットは、資産ごとの回収リスクに応じて算出することになっており、現金や国債などの回収リスクの少ない資産は分母に入れなくてもよいことになっています。

※「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

また、平成20年度より、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年金融庁告示第79号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除していません。なお、「その他有価証券の評価差損」の額(平成21年度36百万円、平成22年度177百万円)を控除して計算した場合には、自己資本比率は平成21年度18.28%、平成22年度18.48%となります。

## ⑩預金保険制度について

## ■信用金庫への預金は、預金保険制度により守られています。

預金保険制度は、万が一金融機関が破綻した場合に預金者の保護を図り、信用秩序を維持することを目的とした制度です。

信用金庫、信金中央金庫、国内に本店のある銀行、信用組合、労働金庫などが同制度に加入しています。

具体的な預金者保護の方法としては、預金保険機構が預金者に直接保険金を支払う「ペイオフ方式」と、破綻した金融機関に預け入れられている保険対象預金等のうち付保預金額をその事業とともに健全な金融機関に移管し、その際必要な資金を預金保険機構が援助する「資金援助方式」があります。

なお、決済用預金(無利息、要求払い、決済サービスを提供できることという3要件を満たす預金)に該当する当座預金や無利息型普通預金等については全額保護されますが、決済用預金以外の預金保険対象商品については預金者お一人当たり1金融機関ごとに元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。